

ここに紹介する平成28年度の個別指導指摘事項(歯科)は、長野県保険医協会が個別指導関係行政文書の開示請求で得た関東信越厚生局長野事務所分の歯科の医療機関に対する個別指導結果通知の内容を項目ごとに整理したもの。(末尾の*印は2件以上を示す)

I 診療内容等に関する事項

10. 処置 (続き)

(3) 加圧根管充填処置

① 算定要件を満たさない加圧根管充填処置を算定していたので改めること。(以下ア～ク返還金事例)

ア 気密な根管充填が行われていない例*

イ 根尖画像がないため、根管充填後の歯科エックス線撮影による確認ができない例

ウ 歯科エックス線撮影による根管充填後の確認を行っていない例*

エ 処置を行った根管数と算定した根管数が一致しない例*

オ 根管充填材が根尖孔へ到達していない例*

カ 治療方針の概要の記載が不十分な例

キ 画像が不鮮明なため、根管充填後の歯科エックス線撮影による確認ができない例

ク 根管充填後の根尖画像がないため気密な根管充填が行われていることが確認できない例が認められた。

(4) 歯冠修復物又は補綴物の除去

① 算定要件を満たさない歯冠修復物又は補綴物の除去を算定していたので改めること。(以下ア、イ返還金事例)

ア 保険給付外の材料等による歯冠修復物の製作のために除去を算定していた例

イ 脱離後に仮着した歯冠修復物の除去について算定していた例

① 算定要件を満たさない歯冠修復物又は補綴物の除去の「3根管内ポストを有する铸造体の除去」を算定していたので改めること。

ア スクリューポストの除去を「3根

「平成30年度指導対象医療機関の選定について」より

機関。

⑤ 検察又は警察からの情報により、指導の必要性が生じた保険医療機関。

⑥ 他の保険医療機関等の個別指導又は監査に関連して、指導の必要性が生じた保険医療機関。

⑦ 会計検査院の実地検査の結果、指導の必要性が生じた保険医療機関。

⑧ 集団的個別指導を受け、翌年度の実績においても、なお高点数に該当した保険医療機関

(ただし、集団的個別指導を受けた後、個別指導のいずれかに該当するものとして個別指導を受けたものについては、この限りでない。)

⑨ 正当な理由がなく集団的個別指導を拒否した保険医療機関。

⑩ 新規指定の保険医療機関。

(2) 実施基準

① 3の(1)①から⑨は保険医療機関の4%程度を実施し、この場合、①から⑦及び⑨を優先して実施する。

② 3の(1)⑩は新規指定より概ね6ヶ月を経過した保険医療機関を上記①とは別枠で実施する。

28年度
歯科

個別指導指摘事項

ア 残根歯(歯内療法、根面被覆処置を行って積極的に保存した残根を除く。)を歯数に数えていた例

イ 診療録に1点法以上の歯周ポケット測定及び歯の動搖度検査の検査結果が記載されていない例

(2) 診断等

① 「歯周病の診断と治療に関する指針」(平成19年11月日本歯科医学会)を参考とする等、歯科医学的に妥当適切な歯周治療を行うこと。*

② 歯周病の治療と並行して行う歯冠修復又は欠損補綴は、診断と処置の流れを再考すると共に計画的に行うこと。*

(3) 歯周組織の処置

① 診療録に歯周病に係る症状及び所見等の記載が乏しく診断根拠や治療方針が不明確であるので改めること。*

② 歯周基本治療の後に確認の歯周病検査を行っていない例が認められたので改めること。

(4) 歯周基本治療

① 歯周基本治療のスケーリング・ルートプレーニングにおいて以下の不適切な例が認められたので改めること。

ア 歯周病検査及び臨床所見等から判断してスケーリング・ルートプレーニングの実施にあたっては、その必要性を十分に考慮すること。

② 算定要件を満たさない歯周基本治療の「1スケーリング」を算定していたので改めること。

ア 不適切な歯周基本検査の結果に基づき行われていた例が認められた。*(返還金事例)

(5) 歯周病定期治療

① 治療方針が明確にされていないので、歯周病定期治療の開始にあたって行った歯周病検査の結果に基づいて実施すること。*

② 算定要件を満たさない歯周病定期治療を算定していたので改めること。

ア 症状が安定していない患者に対して算定していた例(返還金事例)

(6) 歯周病定期治療(II)

① 診療録の継続的な治療(プラクコントロール、歯周病検査、スケーリング、スケーリング・ルートプレーニング、咬合調整及び機械的歯面清掃)の記載が不十分な例が認められたので適切に記載すること。

イ 診療録の歯の動搖度検査の結果

の記載が不適当な例が認められたので適切に記載すること。

④ 歯周病検査の歯周基本検査及び歯

周精密検査において、以下の不適切な

例が認められたので改めること。

ア 歯の動搖度検査の検査結果の記

載方法が不適当であったので適切に

記載すること。

⑤ 算定要件を満たさない歯周基本検

査を算定していたので改めること。

(以下ア、イ返還金事例)

ア 不適切な歯周基本検査の結果に基づき行われていた歯周基本治療に対して処置を行っていた例

イ 診療録に使用した薬剤名の記載がない例